

「にいがた学びチャレンジ」を活用して「対話のある学び」の実現を！

新潟県の「学校教育の重点」では、「児童生徒が主役の授業づくりの推進と確かな学力の育成」が大きな柱であり、それを支える3つの重点の1つが、「対話のある学び」です。「対話のある学び」の実現に向けて、各学校で「にいがた学びチャレンジ」をぜひご活用ください。まずは「にいがた学びチャレンジ」のポイントと今年度の変更点を確認しましょう。

1 「にいがた学びチャレンジ」とは

「対話のある学びをとおして資質・能力を育む「児童生徒が主役の授業づくり」を推進する取組

【令和7年度学力向上サポートだより No. 2より】

今年度、これまでの「チャレンジ問題」が「にいがた学びチャレンジ教材」（通称「まなチャレ教材」）へと名称を変更しました。従来のPDF形式に加え、Word形式でも配信され、授業者が課題をアレンジしたり、学習の進度に合わせて取り組んだりすることができるようになり、児童生徒の実態に合わせた「教材」として活用しやすくなりました。また、「まなチャレ教材」に加え、『対話のある学び』の授業アイデア例も配信されていますのでご活用ください。

2 「まなチャレ教材」の使い方

(1) 「まなチャレ教材」を用いた授業を構想しましょう

授業前に「まなチャレ教材」に目を通し、授業中に想定される児童生徒の姿を基に、単元内での位置付けを考えたり、適切なワークシートを選択・編集したりします。

(2) 児童生徒の姿を見取り、児童生徒に働き掛ける問いや活動を工夫しましょう

授業中は、児童生徒の活動の様子や姿を丁寧に見取り、本時のねらいに迫るために必要なことを判断し、最適な働き掛けをしていきます。

(3) 「対話のある学び」の実現を目指しましょう

教師の働き掛けの後に、右図のように、対話を通して、児童生徒が自己の考え方を広げ、「もっと知りたい」、「もっと学びたい」という知的好奇心やワクワク感をもって課題に取り組めるように授業を進めます。

(4) 振り返りは話し合いでの児童生徒の姿から教師が判断して決めましょう

学習の振り返りの内容は、授業前に構想した姿と授業中に見取った姿を基に、児童生徒がどんな学びを得たのかを考えて設定することが大切です。また、教師が自分自身の授業を振り返ることにもつながります。

(5) 明日からの授業につなげていきましょう

授業後は、振り返りや学年部、教科部の先生方との情報交換を通して、日々の授業を見つめ直し、「対話のある学び」の実現により、「児童生徒が主役の授業」を創り上げていきましょう。



「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

中越教育事務所では学習指導要領や新潟県「学校教育の重点」を踏まえ、「授業づくりリーフレット」を毎年発行しています。「授業づくりリーフレット2025」は、学校訪問を通して見えてきた皆様の悩みや疑問を整理し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたポイントを紹介しています。以下に概略を記載します。

(1)「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実

課題解決の場面で個々の考えを大切にしながら、ペアやグループ、学級全体での対話等を通して理解を深めていく過程を紹介しています。全体での対話から個々の探究が始まることもあれば、個人の気づきが学級全体の学びを動かすこともあります。子供たちの実態に応じて、1時間の授業もしくは単元での展開を工夫することが大切です。

(2)「学習指導」と「生徒指導」の一体的充実

授業を「発達支持的生徒指導」の実践の場としてとらえ、一人一人のよさを認め、可能性を伸ばす関わりを大切にします。具体的には、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の設定、安全・安心な風土の醸成等の働きかけを意識的に行います。この視点は、先生方が日々の授業の中で既に大切にしてきたものであり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた基盤となります。

(3)授業づくりのポイント

明日からの授業づくりの参考にしてみてください！



【「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実】

- 一人一人の進度に応じた学習が可能か
- 子供が学習方法を選択できる場面があるか
- 考えの異なる人と協力して、問題を解決する場を設定しているか
- 他者の意見を尊重し、認め合える環境になっているか
- 子供の興味・関心に基づいた課題を設定しているか
- 子供の意見を引き出し、深められるような発問をしているか
- 対話の成果を生かして個の学びを更新するような機会があるか
- 振り返りの機会を設定しているか
- 到達度だけでなく、学習の過程や成長を見取っているか

【ICTの活用】

- 個々の追究方法に応じた環境(アプリやネットワーク)が準備されているか
- 個々の考えを可視化し、全体で共有できているか
- 学びの過程や成果を蓄積・活用できているか
- 他者の考えを参照できる環境を整えているか
- ICTを活用した学び合いの場を設定できているか
- ICTを活用して思考の深まりを見取り、子供にフィードバックしているか

【発達支持的生徒指導】

- 一人一人のよさを認める具体的な声掛けがあるか
- 自己決定の機会が効果的に設定できているか
- 互いを認め合える関係づくりにつながっているか
- 安心して考えを出せる学級の雰囲気づくりができているか

これらのポイントを心掛けながら、子供たちの実態に応じて柔軟に展開を工夫していきましょう。

そして、子供たちの目が輝き(ワクワク)、笑顔が満ちあふれる(ニコニコ)授業づくりを目指していきましょう。



二次元コードもご活用ください。

詳細は、「授業づくりリーフレット2025」(中越教育事務所HP、TeaRoomよりダウンロード)をご覧ください。

生徒指導上の諸問題と対応について

令和7年度がスタートし、3か月がたとうとしています。児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、日々指導や対応に当たっていただいていることと思います。

今号では、生徒指導上の諸問題の中からいじめの認知と初期対応について、ポイントを確認します。

- ・いじめの発生を確認した職員は、速やかにいじめ対策推進教員もしくは管理職に報告する。(いじめ対策推進教員が報告を受けた場合も、その後すぐに管理職に報告する)
- ・いじめ被害が疑われる児童生徒(以下A)からの更なる聞き取りの有無を検討する。(聞き取りを行う際は、Aの了承を得て確実に記録をとる)
- ・いじめ発生の報告を受けた校長は、法に基づいていじめの疑い及び重大事態の疑いの有無を判断する。(「いじめの疑いあり」と判断した日を認知日とする)
- ・校内いじめ対策委員会を開き、聞き取った内容やAの様子を共有し、Aへの支援方針やいじめ加害が疑われる児童生徒(以下B)等への聞き取り方法を検討する。
- ・A保護者に、聞き取った内容やAへの支援方針及び今後の対応を伝え、謝罪するとともにA保護者の意向や要望を確認する。また、家庭でのAの見守りを依頼する。(AやA保護者に寄り添った対応を行う)
- ・Aの見守り体制構築のため、現状が全教職員に共有されている。
- ・Bから聞き取りを行う。(加害行為に至った背景や心情を十分に聞き取る)

この後は、聞き取りした内容のすり合わせや、B保護者への対応等が行われます。全教職員が上記内容を共通理解し、適切な組織対応となるようお願いします。

スクールカウンセラー活用事業について

スクールカウンセラー(S C)活用事業実施から6年たちました。今後もS Cの効果的な活用を推進するために、S Cの配置及び勤務について確認します。

1 不登校対策スクールカウンセラー(F S C)について

- ・不登校重点支援校加配教員を学校に配置。(中越管内は小4校、中20校、計24校)
- ・通常の業務に加え、登校が難しい児童生徒への家庭訪問、校内教育支援センター訪問、市町村教育センター訪問を実施。(積極的な実施をお願いします)
- ・F S Cに限り、家庭訪問、市町村教育センター訪問に係る旅費を県が負担。
- ・上記支援のため、勤務週数を36週に設定。(ただし、1セット内に不登校重点支援校加配教員配置校が2校ある場合は、37週に設定。)

2 スクールカウンセラーの勤務について

- ・S Cの勤務管理は、校長の責任において、各中学校区でニーズに応じて柔軟な対応が可能です。(下表参照)

対応できること	対応できないこと
<p>勤務校の変更：今週と来週の勤務校を入れ替える。</p> <p>勤務校の分割：中学校勤務予定の日に、校区の小学校の保護者の都合で、午後からの小学校勤務をお願いします。</p> <p>同一日、同一中学校区であれば、S Cの勤務校の変更、及び分割は、各中学校区で決定できます。</p>	<p>F S Cは年間36日</p> <p>年間35日×1日7時間(年間245時間)を超える勤務はできません。(緊急の場合は、勤務予定だった別日と入れ替える。)</p> <p>1日勤務を、2時間と5時間のように別日に分割して、勤務することはできません。(1日7時間勤務が原則)</p>

※不明な点は中越教育事務所学校支援第2課 本間(0258-38-2651)まで御連絡ください。

